

## 「証券市場の構造改革プログラム」進捗状況(14年5月31日時点)

	スケジュール	進捗状況
1. 個人投資家の証券市場への信頼向上のためのインフラ整備		
(1) 証券会社の営業姿勢の転換方策		
① 行為規制違反の全処分 の公表	①	13年8月より、公表開始済み。
② 個人投資家中心のビジネス・モデル奨励	①	13年8月にヒアリング実施。今後、金融審議会金融分科会第一部会において議論の対象となる見込み。
③ 証券外務員の資質の定期的チェックシステム	①	証券業協会の「証券会社の信頼性向上に向けたアクション・プログラム」(13年9月10日公表)に基づき、3年ごとの営業員再研修にテストを導入し、再度の研修受講等を実施。
④ 株式投信の乗換え勧誘改善ルールの導入	①	「証券会社の行為規制等に関する内閣府令」を改正し、具体的な行為規制(「投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」)を明文化(14年2月1日施行)。 証券業協会においても、同趣旨の規定を同会規則に追加。(14年2月1日施行)。
(2) 行政による市場監視の強化		
① 監視委員会等による個人重視の行政の展開		
・個人投資家の「三つの不信」を取除	①	13年7月23日公表した監視委員会の委員長談話(新体制の活動方針)に基づき、悪質な証券会社の徹底摘発、証券犯罪の一掃、監視委員会のプレゼンス向上に向けて努力。
・厳格な行政処分実施	①	引き続き厳格な行政処分を実施。
② 監視委員会の体制・機能強化		
・人員増強	①	14年度定員として、13年度末定員122人に対して61人の増員が認められた。また、地方(財務局監視官部門)においても、13年度末定員143人に対して39人の増員が認められた。(監視委員会と地方を合わせて100人の増員。)
・インターネット取引への対応強化	①	インターネット上の風説の流布による不正な取引を監視するため、取引審査部門にインターネット審査官を配置し、日常的に監視しているほか、「インターネット巡回監視システム」を開発・活用している。
③ 検査局と監視委員会の連携強化		
・合同検査の実施等	①	合同検査を実施中(14年5月22日現在 17被検査法人に実施)。
・証券検査マニュアルの適用開始	③	13年10月1日より適用開始。

(注)スケジュールは、①直ちに取り組める事項(13年9月末までにできること)、②臨時国会で法改正してできること、③13年10月以降にすること(②を除く)、で分類。

	スケジュール	進捗状況
<b>(3)市場インフラの整備</b>		
<b>①ディスクロージャーの充</b>		
・EDINETの充実	③	14年6月1日からの有価証券届出書等の発行開示書類のオンライン提出のための政令改正等を実施。
・目論見書の電子交付の促進	①	13年9月25日公布(10月1日施行)で「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正し、電子交付方法を追加。 ・顧客が証券会社等の顧客専用ファイルを開覧する方法。 ・顧客が証券会社等のホームページにアクセスする方法。
・監査基準の整備	③	14年1月25日に企業会計審議会において監査基準の全面的改訂をとりまとめ。
・審査・監視体制の強化	①	14年度定員として、監視委員会等における証券取引特別調査官の増強(13年度末定員40人に対し、22人の増員)等が認められた。
<b>②不公正取引ルールの明確化</b>		
・金庫株解禁に伴うセーフ・ハーバー・ルールの整備	①	13年9月21日に「上場等株券の発行者である会社が行う上場等株券の売買等に関する内閣府令」を公布し、自社株式取得の際、買付けを行う証券会社数・買付け時間・買付け価格・買付け数量等に関する具体的な要件を規定。(13年10月1日施行)
・インターネット取引ルール等の整備	③	14年4月30日に証券業協会において私設取引システム(PTS)の価格(気配)公表システムの稼働開始。
<b>③証券決済システム改革の推進</b>	-	13年6月20日に、CPのペーパーレス化のための「短期社債等の振替に関する法律」が成立し、14年4月1日に施行。 14年3月15日に社債、国債等の振替制度を創設するための「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案」(証券決済システム改革法案)を、本通常国会に提出。
<b>④株式の投資単位の引下げの具体化</b>	①	13年9月4日に全国の証券取引所及び証券業協会が規則改正を行い、上場企業等について、以下を規定。(13年10月1日施行) ・投資単位の水準が50万円未満とする努力義務。 ・50万円以上の場合の引下げに係る方針等の「決算短信」における開示。 ・投資単位が高水準の場合の引下げ勧告。
<b>⑤公開前規制の緩和</b>	①	全国の証券取引所及び証券業協会が、上場申請事業年度において第三者割当が行われている場合であっても、割当新株について継続所有の確約がある場合には、上場申請を受け付けることを可能とする等の規則改正を公表。(13年9月4日施行)

(注)スケジュールは、①直ちに取り組める事項(13年9月末までにできること)、②臨時国会で法改正してできること、③13年10月以降にすること(②を除く)、で分類。

	スケジュール	進捗状況
(4) 自主規制機関による市場監視の強化		
① 検査・処分の厳格化・迅速化	①	証券業協会の「証券会社の信頼性向上に向けたアクション・プログラム」(13年9月10日公表)に基づき協会会員証券会社に対する処分の公表を協会規則に明記。(13年9月19日)
② 証券外務員等の処分の公表の実施	①	証券業協会の「証券会社の信頼性向上に向けたアクション・プログラム」(13年9月10日公表)に基づき外務員処分の公表及び違反者に対する研修の義務付けを協会規則に明記。(13年9月19日)
③ 苦情処理・紛争あっせん手続の積極的活用	①	証券業協会の「証券会社の信頼性向上に向けたアクション・プログラム」を13年9月10日に公表。
④ 苦情処理・紛争解決内容の積極的公表	①	証券業協会の「証券会社の信頼性向上に向けたアクション・プログラム」(13年9月10日公表)において苦情の処理状況及び紛争あっせん状況・結果の公表(協会ホームページ)を表明。13年10月30日から公表開始済み。
⑤ 証券会社の内部管理体制の強化	①	証券業協会の「証券会社の信頼性向上に向けたアクション・プログラム」(13年9月10日公表)に基づき内部管理部門の従業員に対する内部管理責任者資格取得の義務付け及び営業責任者に対する毎年の研修の義務付けを協会規則に明記。(13年9月19日)
(5) 発行企業の株主重視の経営姿勢の確立(取引所等への検討要請)		
① 決算短信等におけるROE等の目標設定・向上への具体策の公表	①	13年9月12日に東京証券取引所が上場会社に対して発出した「定性的情報の記載内容の充実について」において「目標とする経営指標」の記載等の充実を求め、決算短信等の記載要領を改訂。
② 決算短信等における企業統治充実策の公表強化	①	13年9月12日に東京証券取引所が上場会社に対して発出した「定性的情報の記載内容の充実について」において「会社の経営管理組織の整備等(コーポレート・ガバナンスの充実)に関する施策」の記載等の充実を求め、決算短信等の記載要領を改訂。
③ 四半期短信等による情報開示促進	①	金融庁からの要請(8月)を受け、13年10月25日に東京証券取引所から上場会社に要請済み。

(注)スケジュールは、①直ちに取り組める事項(13年9月末までにできること)、②臨時国会で法改正してできること、③13年10月以降にすること(②を除く)、で分類。

		スケジュール	進捗状況
追 加	空売りへの総合的な取組み(追加)	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「空売りへの総合的な取組み」(13年12月21日発表) 空売り規制の遵守の徹底・点検を図る。また、信用取引に対しても空売り規制(明示・確認義務)を適用するよう内閣府令を改正(14年1月25日公布、2月20日施行)。</li> <li>・「信用・貸借取引に係る制度の見直しについて」(14年2月1日発表) 取引所等に、「市場への注意喚起」の機動的発動を要請</li> <li>・「空売り規制の見直しについて」(14年2月8日発表) 空売りへの価格規制を、「直近公表価格未満禁止」→原則「直近公表価格以下禁止」へ変更(14年3月6日施行)</li> <li>・「空売り規制の遵守状況に関する総点検結果等を踏まえた対応について」(平成14年2月26日発表) 信用・貸借取引に係る制度の更なる見直し(証券金融会社等の貸出条件の見直し等)、及び、監視委員会による空売り規制違反に対する監視の一層の強化。</li> </ul>

(注)スケジュールは、①直ちに取り組める事項(13年9月末までにできること)、②臨時国会で法改正してできること、③13年10月以降にすること(②を除く)、で分類。

	スケジュール	進捗状況
2. 魅力ある投資信託の実現		
(1) 魅力ある投資信託実現のための環境整備		
① 分かりやすい目論見書への記載内容改善		
・重要事項の分かりやすいディスクロージャー	③	金融審議会金融分科会第一部会の「ディスクロージャーWG」において審議し、13年11月29日に「投資信託目論見書の記載内容の改善についての考え方」を取りまとめ。これを踏まえて「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」の改正等を実施(14年1月30日公布、4月1日施行)。
・運用に直接関係ない事項の整理	③	
② 目論見書の電子交付の促進(前掲)		
③ 投信手数料等の引下げへの環境整備	③	(上記の内閣府令改正等により手当て)
④ 株式投信の乗換え勧誘改善ルールを導入		
⑤ 株式投信の商品販売チャネル多様化		
・ETFの範囲の拡大	-	・13年6月に、現物出資型の株価指数上場投資信託(ETF)を導入し、13年7月13日に東京証券取引所及び大阪証券取引所において、東証株価指数、日経平均株価等の株価指数に連動するETFが上場。 ・ETFの商品多様化を図る観点から、ETFが連動する株価指数として、14年3月12日業種別株価指数等、4月1日にダウ平均等の外国株価指数等を新たに指定し、範囲を拡大。
・ETF銀行窓販に向けての環境整備	③	銀行によるETFの窓口販売を可能とするため、「証券取引法施行令」の改正を実施(14年3月27日公布、4月1日施行)。
(2) 株式投資信託の税制改革(後掲)		
(3) 投資家に対する広報の促進		
メールマガジンの発刊等を投信協会に検討要請	①	投資信託協会が13年12月上旬からファンド情報などを提供する「メールマガジン」を発刊する旨を公表し(13年9月28日)、12月5日から発刊開始。

(注)スケジュールは、①直ちに取り組める事項(13年9月末までにできること)、②臨時国会で法改正してできること、③13年10月以降にすること(②を除く)、で分類。

	スケジュール	進捗状況
3. 個人投資家によるリスクキャピタル供給のための税制改革(要望)		<p>金融庁では、13年8月末に株式譲渡益課税や株式投資信託などに関する税制改正要望を取りまとめ、関係当局へ提出。</p> <p>13年臨時国会において、緊急投資優遇措置(一定の要件の下、購入額1,000万円までの株式譲渡益を非課税とする措置)の創設、申告分離課税に係る税率の引下げ、譲渡損失の繰越控除制度の創設等、個人の株式譲渡益に係る税制が改正(13年11月26日成立)。</p> <p>14年通常国会において、申告不要制度の創設等、株式譲渡益に関する税制が改正(14年3月29日成立)。</p>
4. 投資家教育		
(1) 多様な金融取引を安心・身近にするための取組み		
① 金融庁のホームページを活用した情報ネットワークの構築	①	13年10月26日に金融庁のホームページの「消費者情報コーナー」に「金融商品等に関する情報」コーナーを新設。
② 投資家に対するタイムリーな金融情報の提供		
・投資家向けQ&Aの拡充	①	13年9月5日に金融庁のホームページの「金融早わかりQ&A」を拡充し、また関連リンクの欄を新設。 14年5月20日に、「金融早わかりQ&A」を更に拡充し、空売り規制などについてのQ&Aを掲載。
(2) 投資を身近なものにするための取組み		
① 学校における投資家教育への取組みの支援		
・金融庁のホームページにおける学校教育支援事業サイト(仮称)の新設	①	13年10月26日に金融庁のホームページの「消費者情報コーナー」に「学校教育支援事業のご紹介」コーナーを新設。
② 投資クラブの普及促進		
・相談員制度の導入による普及促進について証券業協会に検討を要請	①	<p>相談員制度の導入による普及促進について、13年9月第1週に証券業協会に検討を要請。</p> <p>それを受け証券業協会において投資クラブ普及促進のため相談員制度の導入を実施。具体的には</p> <p>(1) モデル規約(証券業協会作成)の一部改定</p> <p>① 相談員を置く場合の契約義務付け</p> <p>② 相談員がクラブの一員になる場合の契約義務付け</p> <p>(2) 投資クラブと相談員間の契約書(覚書)モデルの作成等</p> <p>(1)、(2)については13年11月16日にホームページにて公表。</p>
(3) 監視当局を身近なものにするための取組み		
① 意見交換会の開催等	③	13年11月26日に東京で「投資コンファレンス」(金融庁、東京証券取引所、証券業協会の共催)を開催。 監視委員会と投資家の意見交換会を全国各地で開催(13年12月6日名古屋、14年1月31日福岡、14年4月3日大阪、14年5月30日仙台、14年6月20日札幌(予定))。
② 投資家向けQ&Aの拡充(前掲)		

(注)スケジュールは、①直ちに取組める事項(13年9月末までにできること)、②臨時国会で法改正してできること、③13年10月以降にすること(②を除く)、で分類。